

## 会津若松市運動施設 大規模行事等利用調整基準

区分	優先順位	内 容	備 考	
一次団体	特例措置	選挙開票事務		
	1-1	会津若松市が主催・共催する行事	※広く市民に公募・広報し、公開される行事。 ※各種講座、教室、研修会等については2-2として取り扱う。 ※職員の福利厚生目的の大会・行事等については3-1として取り扱う。	
	1-2	国が主催・共催する行事	※1-1に準じる。	
	1-3	福島県が主催・共催する行事	※1-1に準じる。	
	1-4	小学校体育大会実行委員会 および各中学校体育連盟が 主催する大会	小学校体育大会実行委員会 各中学校体育連盟	※教室、講習会、強化練習会等は2-2として取り扱う。 ※二次団体の開催する県総体以上の大会との重複については、調整会議 において調整するものとする。
二次団体	2-1	各体育協会に加盟している団体 および各高体連ならびに 各高野連が主催する大会	各体育協会 各高等学校体育連盟 各高等学校野球連盟	(優先順位) ①国民体育大会(国体) ②東北総合体育大会(東北総体) ③福島県総合体育大会(県総体) ④県大会以上の大会(各地区予選あり・上部につながる) ⑤県大会以上の大会(各地区予選なし・上部につながる) ⑥県大会以上の大会(各地区予選なし・上部につながらない) ⑦全会津規模の大会(各地区予選あり・上部につながる) ⑧全会津規模の大会(各地区予選なし・上部につながる) ⑨全会津規模の大会(各地区予選なし・上部につながらない) ⑩会津若松市規模の大会 ⑪その他の大会 ※④～⑨については区分内で大会規模に応じて優先する(全国⇒東北⇒福島県)。 ※「上部」とは県大会・東北大会・全国大会をいう。 ※上記それぞれの区分において、リーグ戦形式で各週にまたがって開催される 大会については優先しない。
	2-2	各体育協会に加盟している団体 および各高体連ならびに 各高野連が主催する教室等		※教室、講習会、強化練習等(日常の練習活動を除く)
三次団体	3-1	各スポーツ団体が行う大会等 各種組合・企業グループの行うスポーツ大会等	各体育協会に未加盟の団体	※2月中旬開催の抽選会への参加。
	3-2	幼稚園・保育所等が行う行事等	運動会、遠足雨天時の会場など	
		小中学校・高等学校等が行う学校行事等	校内球技大会、校内陸上記録会 スポーツテストなど	
		その他の団体が行うスポーツ以外の行事等 興行等	講演会など 設営、撤去に専門業者を使用するなどの条件を満たす団体に限る	

※原則として、各施設の設置目的に基づく利用内容を優先する事とする。  
 ※駐車場の台数が限られているため、駐車予定台数による調整を行う場合もあります。